

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

	要保護児童生徒数	準要保護児童生徒数 （要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。）	（参考） 公立小中学校 児童生徒総数	(A) / (C)	(B) / (C)
	(A) 人	(B) 人	(C) 人	%	%
北海道	15,021	76,572	434,053	3.46	17.64
青森	1,449	16,329	123,207	1.18	13.25
岩手	790	8,445	115,723	0.68	7.30
宮城	1,654	15,111	195,660	0.85	7.72
秋田	715	7,619	88,205	0.81	8.64
山形	226	5,490	100,995	0.22	5.44
福島	1,164	15,172	186,825	0.62	8.12
茨城	1,090	14,163	255,405	0.43	5.55
栃木	1,022	8,116	169,603	0.60	4.79
群馬	496	9,791	175,840	0.28	5.57
埼玉	5,152	57,267	585,852	0.88	9.77
千葉	4,128	29,476	483,740	0.85	6.09
東京	13,096	167,899	779,505	1.68	21.54
神奈川	10,334	76,379	669,617	1.54	11.41
新潟	1,015	30,713	202,208	0.50	15.19
富山	40	5,713	90,204	0.04	6.33
石川	215	10,926	100,295	0.21	10.89
福井	106	4,462	72,761	0.15	6.13
山梨	151	5,884	76,536	0.20	7.69
長野	361	16,439	189,988	0.19	8.65
岐阜	269	11,109	185,591	0.14	5.99
静岡	1,083	12,956	315,480	0.34	4.11
愛知	3,074	53,785	635,928	0.48	8.46
三重	903	12,413	159,103	0.57	7.80
滋賀	926	12,092	126,091	0.73	9.59
京都	5,993	29,267	198,456	3.02	14.75
大阪	23,375	175,229	710,306	3.29	24.67
兵庫	8,111	70,047	467,688	1.73	14.98
奈良	1,574	10,586	115,399	1.36	9.17
和歌山	712	10,297	86,193	0.83	11.95
鳥取	332	5,730	50,616	0.66	11.32
島根	262	6,172	60,405	0.43	10.22
岡山	1,798	20,253	165,247	1.09	12.26
広島	3,429	38,552	233,936	1.47	16.48
山口	1,165	27,891	118,287	0.98	23.58
徳島	836	7,934	63,266	1.32	12.54
香川	918	8,284	83,280	1.10	9.95
愛媛	956	10,427	121,743	0.79	8.56
高知	1,118	10,677	58,442	1.91	18.27
福岡	8,030	71,402	418,517	1.92	17.06
佐賀	372	6,333	79,480	0.47	7.97
長崎	1,957	16,408	130,346	1.50	12.59
熊本	914	16,295	160,987	0.57	10.12
大分	930	11,399	99,590	0.93	11.45
宮崎	835	9,959	102,706	0.81	9.70
鹿児島	2,081	21,996	150,921	1.38	14.57
沖縄	2,194	19,296	150,243	1.46	12.84
合計	132,372	1,288,755	10,344,469	1.28	12.46

（注）要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため）。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）
北海道

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
札幌市	6,208	22,890
函館市	1,262	5,091
小樽市	581	2,042
旭川市	1,415	7,021
室蘭市	337	1,301
釧路市	1,052	3,759
帯広市	318	3,342
北見市	136	2,022
夕張市	30	119
岩見沢市	217	1,327
網走市	56	641
留萌市	49	273
苫小牧市	456	2,260
稚内市	40	541
美唄市	78	416
芦別市	27	288
江別市	179	2,049
赤平市	50	182
紋別市	30	447
士別市	22	267
名寄市	21	389
三笠市	33	104
根室市	20	319
千歳市	52	1,448
滝川市	40	542
砂川市	22	286
歌志内市	16	61
深川市	14	273
富良野市	17	387
登別市	74	833
恵庭市	127	1,107
伊達市	27	439
北広島市	67	1,123
石狩市	48	1,296
北斗市	109	665
当別町	54	208
松前町	5	134
知内町	2	51

北海道

	要保護児童生徒数 (A)	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B)
	人	人
木古内町	11	46
七飯町	64	430
鹿部町	12	21
森町	43	211
八雲町	37	138
長万部町	14	6
江差町	57	58
上ノ国町	27	65
厚沢部町	13	34
乙部町	9	42
奥尻町	2	16
今金町	8	59
せたな町	16	85
島牧村	1	19
寿都町	5	23
黒松内町	6	21
蘭越町	2	79
二セコ町	0	30
真狩村	0	9
留寿都村	1	16
喜茂別町	0	7
京極町	1	25
倶知安町	22	133
共和町	6	43
岩内町	135	204
泊村	2	16
神恵内村	0	5
積丹町	11	11
古平町	4	56
仁木町	5	39
余市町	120	332
赤井川村	0	0
南幌町	6	122
奈井江町	24	82
上砂川町	40	89
由仁町	2	59
長沼町	8	120
栗山町	14	194
月形町	4	27

北海道

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
浦臼町	3	21
新十津川町	12	65
妹背牛町	1	21
秩父別町	2	9
雨竜町	6	28
北竜町	0	6
沼田町	1	23
幌加内町	0	14
鷹栖町	12	70
東神楽町	7	144
当麻町	12	69
比布町	5	34
愛別町	9	31
上川町	18	25
東川町	8	119
美瑛町	25	61
上富良野町	3	97
中富良野町	1	40
南富良野町	3	13
占冠村	0	3
和寒町	2	30
剣淵町	9	14
下川町	7	28
美深町	2	23
音威子府村	0	5
中川町	0	1
増毛町	2	17
小平町	0	22
苫前町	4	23
羽幌町	5	75
初山別村	0	8
遠別町	3	26
天塩町	2	19
幌延町	2	18
猿払村	5	3
浜頓別町	1	51
中頓別町	0	10
枝幸町	3	64
豊富町	6	46

北海道

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
礼文町	0	8
利尻町	3	14
利尻富士町	0	17
美幌町	19	189
津別町	3	35
斜里町	19	85
清里町	1	44
小清水町	6	46
訓子府町	1	58
置戸町	1	13
佐呂間町	7	24
遠軽町	22	234
上湧別町	10	35
湧別町	3	28
滝上町	2	30
興部町	5	40
西興部村	0	0
雄武町	7	25
大空町	1	32
豊浦町	4	34
壮瞥町	3	46
白老町	61	243
厚真町	4	34
洞爺湖町	30	146
安平町	2	82
むかわ町	14	66
日高町	25	59
平取町	9	79
新冠町	8	43
浦河町	70	140
様似町	10	36
えりも町	13	16
新ひだか町	122	293
音更町	61	827
士幌町	1	40
上士幌町	3	53
鹿追町	1	65
新得町	6	60
清水町	5	94

北海道

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
芽室町	9	288
中札内村	0	36
更別村	1	8
大樹町	1	55
広尾町	5	143
幕別町	20	461
池田町	1	105
豊頃町	6	14
本別町	3	99
足寄町	8	78
陸別町	1	9
浦幌町	5	35
釧路町	49	404
厚岸町	24	151
浜中町	12	59
標茶町	12	109
弟子屈町	9	130
鶴居村	2	33
白糠町	25	111
別海町	5	69
中標津町	27	306
標津町	7	51
羅臼町	3	50
合計	15,001	76,508

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

青森県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
青森市	519	4,398
弘前市	195	2,185
八戸市	244	3,417
黒石市	26	494
五所川原市	36	174
十和田市	25	753
三沢市	10	607
むつ市	101	527
つがる市	26	500
平川市	19	212
平内町	8	114
今別町	2	27
蓬田村	0	12
外ヶ浜町	3	75
鱒ヶ沢町	11	177
深浦町	9	92
西目屋村	0	0
藤崎町	10	150
大鰐町	3	131
田舎館村	2	29
板柳町	13	148
鶴田町	9	175
中泊町	22	139
野辺地町	18	118
七戸町	15	159
六戸町	3	90
横浜町	6	54
東北町	18	172
六ヶ所村	9	116
おいらせ町	4	260
大間町	31	9
東通村	4	38
風間浦村	12	26
佐井村	8	6
三戸町	16	123
五戸町	4	169
南部町	3	175
新郷村	0	8

青森県

	要保護児童生徒数 (A)	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B)
	人	人
八戸市階上町田代小学校中学校組合	0	3
合計	1,444	16,062

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

岩手県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
盛岡市	293	1,840
宮古市	39	557
大船渡市	7	229
花巻市	63	310
北上市	39	321
久慈市	16	527
遠野市	4	183
一関市	47	709
陸前高田市	3	106
釜石市	30	231
二戸市	14	257
八幡平市	24	233
奥州市	26	789
雫石町	11	78
葛巻町	7	44
岩手町	11	123
滝沢村	27	431
紫波町	12	286
矢巾町	11	153
西和賀町	0	38
金ヶ崎町	2	68
平泉町	3	58
藤沢町	1	34
住田町	0	18
大槌町	31	67
山田町	20	122
岩泉町	15	148
田野畑村	0	32
普代村	0	17
川井村	4	29
軽米町	4	62
野田村	4	45
九戸村	4	20
洋野町	12	179
一戸町	6	101
合計	790	8,445

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

宮城県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
仙台市	1,071	7,313
石巻市	117	1,560
塩竈市	48	492
気仙沼市	26	476
白石市	9	250
名取市	40	326
角田市	4	167
多賀城市	40	347
岩沼市	21	313
登米市	13	331
栗原市	12	271
東松島市	17	262
大崎市	102	761
蔵王町	10	51
七ヶ宿町	0	8
大河原町	2	165
村田町	2	65
柴田町	24	181
川崎町	3	56
丸森町	0	95
亘理町	10	142
山元町	3	67
松島町	4	118
七ヶ浜町	5	117
利府町	5	153
大和町	7	89
大郷町	0	27
富谷町	3	181
大衡村	0	7
色麻町	0	13
加美町	23	117
涌谷町	4	121
美里町	14	169
女川町	7	82
本吉町	1	92
南三陸町	7	126

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

秋田県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
秋田市	312	2,796
能代市	76	782
横手市	31	464
大館市	37	579
男鹿市	12	141
湯沢市	44	411
鹿角市	14	319
由利本荘市	16	476
潟上市	29	253
大仙市	39	370
北秋田市	23	183
にかほ市	12	90
仙北市	10	193
小坂町	9	40
上小阿仁村	0	22
藤里町	0	7
三種町	14	106
八峰町	3	28
五城目町	6	73
八郎潟町	6	22
井川町	6	29
大潟村	0	8
美郷町	9	128
羽後町	7	91
東成瀬村	0	8
合計	715	7,619

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

山形県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
山形市	43	1,092
米沢市	26	625
鶴岡市	43	647
酒田市	42	737
新庄市	7	222
寒河江市	1	209
上山市	4	123
村山市	2	115
長井市	10	90
天童市	6	280
東根市	0	232
尾花沢市	0	93
南陽市	1	86
山辺町	0	48
中山町	3	44
河北町	3	58
西川町	0	16
朝日町	0	18
大江町	0	38
大石田町	3	38
金山町	2	10
最上町	0	47
舟形町	1	11
真室川町	4	36
大蔵村	0	7
鮭川村	1	19
戸沢村	0	18
高畠町	13	125
川西町	1	62
小国町	0	57
白鷹町	2	38
飯豊町	3	26
三川町	2	35
庄内町	3	108
遊佐町	0	80
合計	226	5,490

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

福島県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
福島市	187	3,728
会津若松市	80	851
郡山市	174	2,642
いわき市	397	2,447
白河市	10	579
須賀川市	21	442
喜多方市	17	262
相馬市	9	304
二本松市	20	351
田村市	14	262
南相馬市	32	667
伊達市	28	365
本宮市	6	136
桑折町	2	45
国見町	0	62
川俣町	4	88
飯野町	1	22
大玉村	3	29
鏡石町	0	81
天栄村	2	3
下郷町	0	28
檜枝岐村	0	0
只見町	0	26
南会津町	8	97
北塩原村	0	3
西会津町	4	27
磐梯町	0	10
猪苗代町	2	56
会津坂下町	0	86
湯川村	0	2
柳津町	0	10
三島町	0	1
金山町	0	2
昭和村	0	0
会津美里町	0	58
西郷村	8	129
中島村	0	29
棚倉町	8	57

福島県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
矢祭町	2	55
塙町	8	29
鮫川村	0	11
石川町	2	47
玉川村	2	39
平田村	0	48
浅川町	0	46
古殿町	1	24
三春町	6	110
小野町	6	66
広野町	0	32
檜葉町	6	49
富岡町	1	73
川内村	0	19
大熊町	69	62
双葉町	1	44
浪江町	9	95
葛尾村	0	6
新地町	2	43
飯舘村	0	72
伊達市国見町大枝小学校組合	0	2
合計	1, 152	14, 959

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

茨城県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
水戸市	251	1,310
日立市	112	1,034
土浦市	31	1,180
古河市	95	414
石岡市	26	358
結城市	20	210
龍ヶ崎市	8	684
下妻市	4	204
常総市	12	483
常陸太田市	4	154
高萩市	21	202
北茨城市	11	284
笠間市	36	470
取手市	40	566
牛久市	20	318
つくば市	55	1,046
ひたちなか市	74	931
鹿嶋市	6	297
潮来市	21	96
守谷市	10	206
常陸大宮市	21	168
那珂市	13	188
筑西市	16	656
坂東市	8	262
稲敷市	16	138
かすみがうら市	4	124
桜川市	7	144
神栖市	35	398
行方市	0	120
鉾田市	12	225
つくばみらい市	4	129
小美玉市	19	142
茨城町	14	74
大洗町	14	100
城里町	5	98
東海村	11	186
美浦村	0	69
河内町	0	11

茨城県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
八千代町	0	63
五霞町	2	27
境町	6	102
利根町	0	59
合計	1,064	13,930

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

栃木県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
宇都宮市	425	2,880
足利市	50	957
栃木市	51	221
佐野市	70	336
鹿沼市	39	497
日光市	42	341
小山市	85	496
真岡市	16	188
大田原市	22	283
矢板市	1	128
那須塩原市	56	446
さくら市	16	113
那須烏山市	31	117
下野市	14	135
上三川町	10	100
西方町	0	17
二宮町	4	44
益子町	8	64
茂木町	12	22
市貝町	5	40
芳賀町	5	49
壬生町	25	163
野木町	8	53
大平町	6	58
藤岡町	0	26
岩舟町	0	22
都賀町	3	34
塩谷町	7	39
高根沢町	7	123
那須町	4	103
那珂川町	0	21
合計	1,022	8,116

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）
群馬県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
前橋市	243	2,341
高崎市	118	1,596
桐生市	29	738
伊勢崎市	15	608
太田市	9	910
沼田市	6	339
館林市	28	327
渋川市	21	264
藤岡市	2	480
富岡市	4	208
安中市	10	369
みどり市	0	159
富士見村	0	80
榛東村	0	46
吉岡町	0	16
吉井町	0	84
上野村	0	0
神流町	0	3
下仁田町	2	21
南牧村	0	1
甘楽町	0	74
中之条町	0	55
長野原町	0	18
嬭恋村	3	39
草津町	1	13
六合村	0	16
高山村	0	12
東吾妻町	2	42
片品村	0	44
川場村	0	11
昭和村	0	19
みなかみ町	1	126
玉村町	0	365
板倉町	0	45
明和町	0	21
千代田町	1	42
邑楽町	0	82

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

埼玉県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
さいたま市	1,092	7,264
川越市	286	4,404
熊谷市	109	1,798
川口市	627	5,165
行田市	34	521
秩父市	38	352
所沢市	255	3,691
飯能市	63	739
加須市	29	606
本庄市	67	631
東松山市	21	694
春日部市	168	2,775
狭山市	142	1,405
羽生市	22	367
鴻巣市	52	475
深谷市	71	960
上尾市	95	1,355
草加市	127	1,917
越谷市	129	4,249
蕨市	52	398
戸田市	93	1,097
入間市	84	1,227
鳩ヶ谷市	47	724
朝霞市	52	921
志木市	40	520
和光市	46	332
新座市	203	286
桶川市	73	377
久喜市	35	610
北本市	53	394
八潮市	80	818
富士見市	122	1,133
三郷市	59	969
蓮田市	5	413
坂戸市	72	926
幸手市	8	603
日高市	30	278
ふじみ野市	128	796

埼玉県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
伊奈町	2	163
三芳町	42	211
毛呂山町	26	162
越生町	5	61
滑川町	4	35
嵐山町	15	89
小川町	13	189
川島町	3	122
吉見町	7	104
鳩山町	0	65
ときがわ町	6	65
横瀬町	2	41
皆野町	2	28
長瀬町	7	11
小鹿野町	5	53
東秩父村	0	16
美里町	5	80
神川町	3	94
上里町	14	269
寄居町	31	237
騎西町	6	110
北川辺町	13	42
大利根町	8	86
宮代町	20	351
白岡町	22	224
菖蒲町	11	83
栗橋町	6	105
鷺宮町	21	254
杉戸町	51	478
松伏町	43	354
合計	5,102	56,372

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

千葉県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
千葉市	1,010	5,060
銚子市	13	172
市川市	402	2,296
船橋市	488	3,120
館山市	27	223
木更津市	74	424
松戸市	563	3,634
野田市	87	838
茂原市	28	253
成田市	79	433
佐倉市	85	579
東金市	27	298
旭市	4	180
習志野市	84	702
柏市	194	2,977
勝浦市	8	26
市原市	202	1,911
流山市	53	820
八千代市	159	568
我孫子市	75	545
鴨川市	16	77
鎌ヶ谷市	65	299
君津市	44	416
富津市	17	121
浦安市	79	520
四街道市	33	362
袖ヶ浦市	25	305
八街市	43	394
印西市	9	91
白井市	26	178
富里市	14	178
南房総市	4	119
匝瑳市	1	65
香取市	20	366
山武市	9	184
いすみ市	20	89
印旛村	0	12
栄町	1	69

千葉県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
神崎町	0	8
多古町	0	35
東庄町	0	32
大網白里町	8	98
九十九里町	2	34
芝山町	0	12
横芝光町	4	100
一宮町	8	34
睦沢町	0	4
長生村	1	16
白子町	1	13
長柄町	7	39
長南町	1	14
大多喜町	2	19
御宿町	1	10
鋸南町	3	10
布施学校組合	0	0
合計	4,126	29,382

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

東京都

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
千代田区	10	254
中央区	16	948
港区	74	1,585
新宿区	180	2,360
文京区	41	1,374
台東区	69	2,351
墨田区	278	4,183
江東区	358	7,523
品川区	156	4,397
目黒区	94	1,164
大田区	691	10,132
世田谷区	239	5,535
渋谷区	41	1,553
中野区	231	2,998
杉並区	170	5,069
豊島区	61	1,881
北区	284	4,554
荒川区	164	3,154
板橋区	1,127	9,635
練馬区	1,097	11,109
足立区	1,754	17,468
葛飾区	635	8,939
江戸川区	1,071	14,730
八王子市	797	5,756
立川市	258	2,168
武蔵野市	72	783
三鷹市	182	1,633
青梅市	112	1,244
府中市	340	2,368
昭島市	101	1,698
調布市	114	2,116
町田市	513	4,803
小金井市	47	724
小平市	194	2,207
日野市	102	1,984
東村山市	186	1,849
国立市	19	867
狛江市	36	628

東京都

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
東大和市	142	992
清瀬市	130	967
東久留米市	94	1,183
武蔵村山市	108	1,466
多摩市	198	2,378
稲城市	71	1,065
羽村市	29	830
あきる野市	49	932
西東京市	157	1,767
瑞穂町	82	551
日の出町	7	30
檜原村	0	8
奥多摩町	0	12
大島町	3	92
利島村	0	0
新島村	0	5
神津島村	0	10
三宅村	3	14
御蔵島村	0	0
八丈町	2	81
青ヶ島村	0	0
小笠原村	0	25
合計	12,989	166,132

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

神奈川県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
横浜市	4,572	30,566
川崎市	2,535	6,445
横須賀市	326	4,484
平塚市	124	2,261
鎌倉市	40	1,016
藤沢市	328	4,891
小田原市	161	1,583
茅ヶ崎市	132	2,656
逗子市	21	336
相模原市	902	6,549
三浦市	19	625
秦野市	95	1,065
厚木市	275	2,653
大和市	222	4,690
伊勢原市	75	795
海老名市	90	882
座間市	129	1,390
南足柄市	6	395
綾瀬市	106	1,077
葉山町	6	329
寒川町	33	380
大磯町	16	123
二宮町	15	194
中井町	1	37
大井町	6	99
松田町	6	46
山北町	0	41
開成町	1	136
箱根町	10	67
真鶴町	8	12
湯河原町	38	91
愛川町	36	441
清川村	0	24
合計	10,334	76,379

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

新潟県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
新潟市	706	17,269
長岡市	51	3,433
三条市	27	830
柏崎市	2	703
新発田市	34	1,173
小千谷市	8	412
加茂市	11	196
十日町市	8	348
見附市	10	290
村上市	10	341
燕市	14	671
糸魚川市	15	249
妙高市	2	218
五泉市	10	540
上越市	44	1,875
阿賀野市	8	299
佐渡市	30	298
魚沼市	9	280
南魚沼市	6	365
胎内市	4	177
聖籠町	0	86
弥彦村	0	26
田上町	0	55
阿賀町	5	52
出雲崎町	0	10
川口町	0	26
湯沢町	0	42
津南町	0	21
刈羽村	0	127
関川村	1	62
荒川町	0	111
神林村	0	46
朝日村	0	55
山北町	0	27
粟島浦村	0	0
合計	1,015	30,713

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

富山県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
富山市	26	2,418
高岡市	3	1,155
魚津市	2	244
氷見市	0	189
滑川市	4	198
黒部市	3	192
砺波市	0	246
小矢部市	1	117
南砺市	0	166
射水市	0	468
舟橋村	0	7
上市町	0	101
立山町	1	89
入善町	0	79
朝日町	0	44
合計	40	5,713

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

石川県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
金沢市	126	5,917
七尾市	1	374
小松市	18	692
輪島市	5	183
珠洲市	0	64
加賀市	34	621
羽咋市	3	110
かほく市	0	280
白山市	7	981
能美市	5	187
川北町	0	15
野々市町	2	500
津幡町	4	299
内灘町	1	395
志賀町	0	86
宝達志水町	0	64
中能登町	2	47
穴水町	1	18
能登町	6	93
合計	215	10,926

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）
福井県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
福井市	61	1,947
敦賀市	5	408
小浜市	8	166
大野市	4	129
勝山市	2	69
鯖江市	4	364
あわら市	4	128
越前市	1	516
坂井市	2	401
永平寺町	0	59
池田町	0	5
南越前町	0	45
越前町	2	75
美浜町	4	34
高浜町	7	58
おおい町	0	33
若狭町	2	25
合計	106	4,462

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

山梨県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
甲府市	56	1,331
富士吉田市	2	390
都留市	4	282
山梨市	9	317
大月市	8	192
韭崎市	3	232
南アルプス市	10	464
北杜市	10	189
甲斐市	21	634
笛吹市	11	790
上野原市	0	122
甲州市	10	258
中央市	3	178
市川三郷町	0	119
増穂町		
鯉沢町	0	0
早川町	0	0
身延町	2	78
南部町	0	44
昭和町	0	116
道志村	0	0
西桂町	1	34
忍野村		
山中湖村	0	2
鳴沢村	1	1
富士河口湖町	0	111
小菅村	0	0
丹波山村	0	0
甲府市・中央市中学校組合	0	0
河口湖南中学校組合	0	0
合計	151	5,884

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

長野県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
長野市	89	3,871
松本市	79	2,246
上田市	31	965
岡谷市	3	440
飯田市	7	725
諏訪市	5	473
須坂市	2	460
小諸市	15	411
伊那市	11	524
駒ヶ根市	0	244
中野市	8	314
大田市	3	206
飯山市	15	171
茅野市	7	426
塩尻市	16	452
佐久市	6	817
千曲市	5	402
東御市	3	256
安曇野市	30	697
小海町	1	12
川上村	0	21
南牧村	0	12
南相木村	0	4
北相木村	0	0
佐久穂町	1	64
軽井沢町	0	98
御代田町	2	97
立科町	0	38
青木村	0	20
長和町	0	38
下諏訪町	2	151
富士見町	2	67
原村	0	17
辰野町	1	109
箕輪町	0	163
飯島町	0	32
中川村	0	21
松川町	0	87

長野県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
高森町	0	87
阿南町	0	7
清内路村	0	9
阿智村	0	17
平谷村	0	4
根羽村	0	7
下條村	0	25
売木村	0	2
天龍村	0	17
泰阜村	0	12
喬木村	0	31
豊丘村	0	24
大鹿村	0	0
上松町	0	13
南木曾町	0	1
木祖村	0	5
王滝村	0	0
大桑村	0	7
木曾町	5	30
麻績村	0	3
生坂村	0	3
波田町	6	65
山形村	0	18
朝日村	0	20
筑北村	0	15
池田町	0	50
松川村	1	109
白馬村	0	49
小谷村	0	15
坂城町	0	100
小布施町	0	42
高山村	0	26
山ノ内町	2	91
木島平村	0	19
野沢温泉村	0	13
信州新町	0	16
信濃町	0	56
小川村	0	14
中条村	0	14

長野県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
飯綱町	0	34
栄村	0	4
上田市長和町中学校組合	0	16
塩尻市辰野町中学校組合	0	7
小海町南相木村北相木村中学校組合	2	13
辰野町塩尻市小学校組合	0	8
麻績村筑北村学校組合	0	1
松本市山形村朝日村中学校組合	1	41
合計	361	16,311

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

岐阜県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
岐阜市	126	3,938
大垣市	25	981
高山市	14	296
多治見市	10	590
関市	0	460
中津川市	2	433
美濃市	0	77
瑞浪市	1	165
羽島市	0	145
恵那市	0	220
美濃加茂市	3	132
土岐市	8	151
各務原市	27	814
可児市	3	360
山県市	0	143
瑞穂市	6	145
飛騨市	0	79
本巣市	6	98
郡上市	3	158
下呂市	0	193
海津市	5	110
岐南町	0	115
笠松町	0	217
養老町	18	120
垂井町	2	31
関ヶ原町	0	23
神戸町	0	50
輪之内町	0	8
安八町	0	81
揖斐川町	0	88
大野町	0	48
池田町	0	103
北方町	5	198
坂祝町	1	31
富加町	0	15
川辺町	0	64
八百津町	0	59
東白川村	0	8

岐阜県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
御嵩町	3	54
白川村	0	0
東安中学校組合	0	10
養基小学校組合	0	16
美濃加茂市・富加町中学校組合	0	8
可児市・御嵩町中学校組合	1	10
合計	269	11,045

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

静岡県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
静岡市	376	2,476
浜松市	269	2,419
沼津市	94	1,318
熱海市	20	100
三島市	14	465
富士宮市	25	275
伊東市	50	289
島田市	3	410
富士市	38	1,114
磐田市	7	509
焼津市	37	413
掛川市	10	256
藤枝市	21	615
御殿場市	10	284
袋井市	6	301
下田市	11	51
裾野市	7	137
湖西市	6	91
伊豆市	6	83
御前崎市	0	63
菊川市	0	120
伊豆の国市	14	213
牧之原市	0	146
東伊豆町	5	7
河津町	0	5
南伊豆町	0	29
松崎町	0	14
西伊豆町	4	29
函南町	28	160
清水町	7	110
長泉町	8	89
小山町	0	79
芝川町	2	0
富士川町	0	12
由比町	0	16
岡部町	1	36
吉田町	2	85
川根本町	0	10

静岡県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
森町	2	26
新居町	0	38
御前崎市牧之原市学校組合	0	17
牧之原市菊川市学校組合	0	7
合計	1,083	12,917

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

愛知県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
名古屋市	1,962	21,342
豊橋市	65	5,069
岡崎市	52	2,147
一宮市	99	2,451
瀬戸市	34	968
半田市	20	1,123
春日井市	120	1,029
豊川市	21	1,266
津島市	21	729
碧南市	14	469
刈谷市	26	671
豊田市	164	2,303
安城市	45	727
西尾市	9	326
蒲郡市	15	473
犬山市	11	179
常滑市	9	348
江南市	28	727
小牧市	37	1,096
稲沢市	20	732
新城市	5	271
東海市	45	639
大府市	23	459
知多市	33	421
知立市	10	321
尾張旭市	4	607
高浜市	10	433
岩倉市	11	257
豊明市	11	390
日進市	2	334
田原市	1	314
愛西市	14	553
清須市	4	268
北名古屋市	9	546
弥富市	11	229
東郷町	5	198
豊山町	2	99
大口町	4	185

愛知県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
扶桑町		173
七宝町	10	159
美和町	6	122
甚目寺町	8	284
大治町	6	196
蟹江町	8	253
飛島村		11
阿久比町	6	118
東浦町	6	290
南知多町		109
美浜町	2	117
武豊町	13	256
一色町		69
吉良町	4	33
幡豆町		30
幸田町		180
三好町	9	276
設楽町	2	28
東栄町		
豊根村		
音羽町		
小坂井町	5	140
御津町		
合計	3,061	53,543

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

三重県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
津市	68	2,083
四日市市	258	2,537
伊勢市	77	883
松阪市	111	1,056
桑名市	77	882
鈴鹿市	94	1,216
名張市	36	739
尾鷲市	7	266
亀山市	2	190
鳥羽市	5	180
熊野市	11	165
いなべ市	1	157
志摩市	50	595
伊賀市	71	928
木曾岬町	0	14
東員町	0	88
菰野町	6	211
朝日町	0	33
川越町	7	66
多気町	3	50
明和町	2	90
大台町	1	48
玉城町	0	109
度会町	3	47
大紀町	2	63
南伊勢町	3	84
紀北町	6	202
御浜町	1	35
紀宝町	0	95
多気町松阪市学校組合	1	24
大台町大紀町中学校組合	0	8
合計	903	13,144

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

滋賀県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
大津市	282	5,296
彦根市	117	1,125
長浜市	100	590
近江八幡市	59	517
草津市	57	712
守山市	23	641
栗東市	53	477
甲賀市	15	376
野洲市	22	272
湖南市	28	349
高島市	38	351
東近江市	56	571
米原市	9	162
安土町	3	55
日野町	7	121
竜王町	0	23
愛荘町	9	76
豊郷町	7	88
甲良町	10	62
多賀町	1	43
虎姫町	10	29
湖北町	1	27
高月町	2	34
木之本町	17	76
余呉町	0	11
西浅井町	0	8
合計	926	12,092

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

京都府

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
京都市	4,411	16,424
福知山市	55	1,161
舞鶴市	176	919
綾部市	28	493
宇治市	357	2,617
宮津市	10	295
亀岡市	136	1,020
城陽市	129	1,089
向日市	60	581
長岡京市	46	468
八幡市	182	1,280
京田辺市	104	727
京丹後市	42	477
南丹市	43	152
木津川市	46	422
大山崎町	14	104
久御山町	67	233
井手町	31	47
宇治田原町	4	79
笠置町	0	7
和束町	6	11
精華町	26	203
南山城村	0	1
京丹波町	11	116
伊根町	0	14
与謝野町	6	284
笠置町南山城村中学校組合	1	9
与謝野町宮津市中学校組合	2	34
合計	5,993	29,267

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

大阪府

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
大阪市	9,074	60,116
堺市	2,316	15,387
岸和田市	496	5,269
豊中市	671	6,670
池田市	30	989
吹田市	670	8,572
泉大津市	123	1,479
高槻市	462	5,832
貝塚市	78	1,991
守口市	562	3,159
枚方市	757	7,258
茨木市	298	4,145
八尾市	918	6,817
泉佐野市	161	1,713
富田林市	428	2,492
寝屋川市	584	4,782
河内長野市	245	978
松原市	314	2,745
大東市	116	3,382
和泉市	453	3,660
箕面市	112	1,323
柏原市	136	1,746
羽曳野市	339	1,910
門真市	700	2,882
摂津市	114	2,509
高石市	61	1,068
藤井寺市	230	911
東大阪市	2,263	8,709
泉南市	176	1,404
四條畷市	72	979
交野市	104	988
大阪狭山市	69	774
阪南市	78	734
島本町	8	433
豊能町	0	108
能勢町	3	85
熊取町	42	465
岬町	16	155

大阪府

	要保護児童生徒数 (A)	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B)
太子町	29	142
河南町	2	102
千早赤阪村	1	41
合計	23,311	174,904

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

兵庫県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
神戸市	4,093	23,773
姫路市	405	6,459
尼崎市	1,355	7,908
明石市	628	4,427
西宮市	617	5,729
洲本市	16	316
芦屋市	31	610
伊丹市	224	3,323
相生市	8	163
豊岡市	24	564
加古川市	166	3,297
赤穂市	11	597
西脇市	5	433
宝塚市	175	2,036
三木市	51	897
高砂市	61	1,367
川西市	125	1,504
小野市	0	574
三田市	9	761
加西市	4	420
篠山市	0	377
養父市	2	158
丹波市	10	558
南あわじ市	2	430
朝来市	0	282
淡路市	2	298
宍粟市	8	278
加東市	1	282
たつの市	15	282
猪名川町	5	153
多可町	4	214
稲美町	2	275
播磨町	8	465
市川町	2	64
福崎町	8	88
神河町	0	59
上郡町	0	72
香美町	4	66

兵庫県

	要保護児童生徒数 (A)	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B)
	人	人
新温泉町	1	75
宝殿中学校組合	9	164
南あわじ市・洲本市小中学校組合	2	61
播磨高原広域事務組合	0	2
三土中学校事務組合	0	2
合計	8,093	69,863

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

奈良県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
奈良市	747	2,948
大和高田市	75	615
大和郡山市	91	1,107
天理市	68	396
橿原市	83	1,062
桜井市	85	402
五條市	30	261
御所市	88	236
生駒市	41	1,034
香芝市	14	335
葛城市	4	252
宇陀市	19	167
山添村	2	4
平群町	7	110
三郷町	14	196
斑鳩町	12	158
安堵町	10	53
川西町	10	25
三宅町	12	30
田原本町	12	209
曾爾村	1	10
御杖村	6	2
高取町	2	34
明日香村	0	18
上牧町	31	224
王寺町	20	134
広陵町	14	171
河合町	24	115
吉野町	3	22
大淀町	28	123
下市町	1	35
黒滝村	0	4
天川村	0	0
野迫川村	0	0
十津川村	0	32
下北山村	0	1
川上村	0	16
式下中組合	20	41

奈良県

	要保護児童生徒数 (A)	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B)
合計	1,574人	10,582人

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

和歌山県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
和歌山市	415	4,639
海南市	17	513
橋本市	30	568
有田市	10	340
御坊市	32	277
田辺市	43	710
新宮市	27	388
紀の川市	8	552
岩出市	32	694
紀美野町	3	43
かつらぎ町	3	114
九度山町	6	41
高野町	0	11
湯浅町	6	200
広川町	1	69
有田川町	0	171
美浜町	0	43
日高町	3	45
由良町	2	50
印南町	2	40
みなべ町	9	68
日高川町	0	42
白浜町	4	131
上富田町	11	151
すさみ町	1	29
那智勝浦町	12	135
太地町	5	32
古座川町	2	37
北山村	0	4
串本町	27	137
御坊市・日高川町中学校組合	1	23
合計	712	10,297

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

鳥取県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
鳥取市	122	1,592
米子市	93	2,184
倉吉市	36	465
境港市	34	402
岩美町	8	58
若桜町	4	34
智頭町	0	58
八頭町	7	157
三朝町	1	27
湯梨浜町	2	125
琴浦町	3	124
北栄町	0	79
日吉津村	0	7
大山町	10	133
南部町	7	68
伯耆町	3	69
日南町	0	33
日野町	0	24
江府町	0	19
米子市日吉津村中学校組合	2	72
合計	332	5,730

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

島根県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
松江市	145	1,832
浜田市	19	572
出雲市	15	1,255
益田市	14	583
大田市	7	466
安来市	16	155
江津市	10	183
雲南市	1	278
東出雲町	2	84
奥出雲町	6	117
飯南町	0	54
斐川町	0	134
川本町	3	11
美郷町	13	30
邑南町	3	95
津和野町	3	87
吉賀町	1	72
海士町	1	8
西ノ島町	0	11
知夫村	0	6
隠岐の島町	3	139
合計	262	6,172

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

岡山県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
岡山市	1,022	9,058
倉敷市	522	4,507
津山市	43	1,210
玉野市	16	650
笠岡市	7	446
井原市	16	202
総社市	33	1,150
高梁市	9	284
新見市	13	199
備前市	7	384
瀬戸内市	14	355
赤磐市	32	438
真庭市	4	259
美作市	16	264
浅口市	10	152
和気町	3	148
早島町	4	77
里庄町	1	65
矢掛町	9	73
新庄村	0	1
鏡野町	1	58
勝央町	5	68
奈義町	0	49
西粟倉村	0	5
久米南町	0	20
美咲町	3	79
吉備中央町	8	44
笠岡組合	0	8
合計	1,798	20,253

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

広島県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
広島市	1,949	22,340
呉市	290	1,937
竹原市	16	335
三原市	52	567
尾道市	98	1,694
福山市	638	5,065
府中市	31	314
三次市	40	665
庄原市	13	267
大竹市	9	261
東広島市	55	1,062
廿日市市	45	1,652
安芸高田市	45	238
江田島市	20	219
府中町	43	709
海田町	38	429
熊野町	17	236
坂町	4	84
安芸太田町	1	33
北広島町	14	98
大崎上島町	3	63
世羅町	8	207
神石高原町	0	77
合計	3,429	38,552

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

山口県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
下関市	451	7,068
宇部市	275	3,061
山口市	61	3,704
萩市	27	415
防府市	19	2,038
下松市	8	946
岩国市	41	3,518
光市	35	1,297
長門市	8	288
柳井市	6	602
美祢市	4	176
周南市	77	3,029
山陽小野田市	129	1,189
周防大島町	10	104
和木町	4	25
上関町	0	8
田布施町	1	150
平生町	9	163
美東町	0	41
秋芳町	0	23
阿武町	0	8
阿東町	0	38
合計	1,165	27,891

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

徳島県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
徳島市	358	3,345
鳴門市	15	450
小松島市	70	456
阿南市	68	871
吉野川市	39	357
阿波市	64	323
美馬市	29	243
三好市	30	216
勝浦町	0	47
上勝町	0	9
佐那河内村	0	9
石井町	26	195
神山町	0	24
那賀町	7	32
牟岐町	4	30
美波町	2	72
海陽町	27	96
松茂町	5	226
北島町	9	146
藍住町	23	414
板野町	29	106
上板町	9	127
つるぎ町	13	71
東みよし町	9	69
合計	836	7,934

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

香川県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
高松市	620	3,902
丸亀市	65	1,296
坂出市	32	439
善通寺市	70	244
観音寺市	20	496
さぬき市	9	304
東かがわ市	1	201
三豊市	13	405
土庄町	2	101
小豆島町	21	139
三木町	8	147
直島町	1	18
宇多津町	30	160
綾川町	1	106
琴平町	10	69
多度津町	7	140
まんのう町	6	85
三豊市観音寺市学校組合	2	32
合計	918	8,284

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

愛媛県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
松山市	627	4,862
今治市	91	950
宇和島市	44	563
八幡浜市	24	235
新居浜市	37	787
西条市	12	832
大洲市	7	332
伊予市	11	290
四国中央市	28	470
西予市	8	156
東温市	8	227
上島町	2	9
久万高原町	0	31
松前町	38	131
砥部町	3	90
内子町	4	76
伊方町	4	48
松野町	0	32
鬼北町	3	47
愛南町	5	256
篠山小中学校組合	0	3
合計	956	10,427

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

高知県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
高知市	780	6,547
室戸市	54	115
安芸市	0	192
南国市	67	653
土佐市	24	285
須崎市	49	323
宿毛市	0	318
土佐清水市	4	165
四万十市	13	408
香南市	22	208
香美市	14	213
東洋町	12	37
奈半利町	5	44
田野町	1	18
安田町	6	13
北川村	0	6
馬路村	0	5
芸西村	4	28
本山町	3	15
大豊町	7	26
土佐町	5	28
大川村	0	0
春野町		
いの町	15	227
仁淀川町	0	24
中土佐町	2	125
佐川町	2	63
越知町	5	76
檮原町	0	33
日高村	10	61
津野町	2	78
四万十町	5	228
大月町	3	12
三原村	0	1
黒潮町	1	88
本山町土佐町中学校組合	3	6
合計	1,118	10,669

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

福岡県

	要保護児童生徒数	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。)
	(A) 人	(B) 人
北九州市	426	15,985
福岡市	2,240	23,277
大牟田市	242	1,272
久留米市	300	4,561
直方市	110	1,061
飯塚市	626	1,546
田川市	223	1,173
柳川市	87	526
八女市	24	303
筑後市	8	457
大川市	18	265
行橋市	90	789
豊前市	7	213
中間市	138	815
小郡市	6	594
筑紫野市	116	1,075
春日市	133	2,338
大野城市	90	1,554
宗像市	50	643
太宰府市	21	718
前原市	25	721
古賀市	62	595
福津市	50	447
うきは市	43	224
宮若市	96	355
嘉麻市	295	803
朝倉市	38	480
みやま市	27	121
那珂川町	76	1,114
宇美町	71	371
篠栗町	40	288
志免町	107	637
須恵町	53	316
新宮町	7	218
久山町	5	35
粕屋町	72	358
芦屋町	37	254
水巻町	170	652
岡垣町	37	292
遠賀町	24	205
小竹町	44	80

鞍手町	49	165
桂川町	48	196
筑前町	16	176
東峰村	3	12
二丈町	12	66
志摩町	8	165
大刀洗町	8	85
大木町	14	110
黒木町	6	78
立花町	5	36
広川町	14	99
矢部村	2	8
星野村	1	5
香春町	117	227
添田町	91	177
糸田町	85	190
川崎町	367	445
大任町	55	96
赤村	18	10
福智町	514	374
苅田町	110	389
みやこ町	51	239
吉富町	24	47
上毛町	14	50
築上町	46	170
吉富町外一市中学校組合	18	56
合計	8,030	71,402

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

佐賀県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
佐賀市	95	2,437
唐津市	106	1,202
鳥栖市	27	367
多久市	3	139
伊万里市	46	628
武雄市	22	319
鹿島市	4	186
小城市	9	323
嬉野市	6	40
神崎市	5	90
吉野ヶ里町	3	77
基山町	4	60
上峰町	3	48
みやき町	5	110
玄海町	0	41
有田町	11	52
大町町	8	34
江北町	7	76
白石町	1	61
太良町	7	43
合計	372	6,333

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

長崎県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
長崎市	893	7,713
佐世保市	332	1,684
島原市	28	638
諫早市	151	1,368
大村市	111	1,129
平戸市	11	249
松浦市	73	259
対馬市	48	280
壱岐市	54	228
五島市	46	680
西海市	22	177
雲仙市	31	277
南島原市	18	361
長与町	34	393
時津町	24	370
東彼杵町	6	69
川棚町	17	151
波佐見町	6	61
小値賀町	6	6
江迎町	7	33
鹿町町	5	18
佐々町	12	86
新上五島町	22	178
合計	1,957	16,408

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

熊本県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
熊本市	659	7,083
八代市	29	1,360
人吉市	11	243
荒尾市	45	524
水俣市	27	228
玉名市	7	622
山鹿市	17	527
菊池市	8	382
宇土市	8	338
上天草市	1	260
宇城市	9	461
阿蘇市	1	215
天草市	27	868
合志市	9	293
城南町	1	77
富合町	0	24
美里町	0	65
玉東町	0	38
南関町	2	86
長洲町	0	103
和水町	0	45
植木町	16	237
大津町	7	235
菊陽町	6	291
南小国町	0	41
小国町	1	69
産山村	0	13
高森町	0	35
西原村	0	29
南阿蘇村	0	96
御船町	1	111
嘉島町	3	37
益城町	6	221
甲佐町	3	77
山都町	0	151
氷川町	1	67
津奈木町	0	37
多良木町	0	78

熊本県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
湯前町	0	26
水上村	0	29
相良村	1	22
五木村	0	7
山江村	0	22
球磨村	0	18
あさぎり町	1	180
苓北町	0	43
益城町及び御船町中小学校組合	0	1
氷川町及び八代市中学校組合	1	12
合計	908	16,027

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

大分県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
大分市	515	5,503
別府市	111	1,076
中津市	57	689
日田市	29	702
佐伯市	51	742
臼杵市	33	293
津久見市	15	166
竹田市	2	215
豊後高田市	2	215
杵築市	0	198
宇佐市	27	587
豊後大野市	23	292
由布市	11	277
国東市	10	175
姫島村	1	4
日出町	18	44
九重町	12	75
玖珠町	13	146
合計	930	11,399

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

宮崎県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
宮崎市	404	3,148
都城市	66	1,844
延岡市	97	1,263
日南市	21	314
小林市	20	343
日向市	66	740
串間市	0	269
西都市	9	124
えびの市	13	152
清武町	5	171
北郷町	4	30
南郷町	4	100
三股町	5	266
高原町	2	130
野尻町	0	60
国富町	9	125
綾町	5	67
高鍋町	19	78
新富町	18	147
西米良村	0	9
木城町	2	20
川南町	15	146
都農町	15	41
門川町	20	119
諸塚村	0	9
椎葉村	0	3
美郷町	3	49
高千穂町	7	126
日之影町	6	23
五ヶ瀬町	0	43
合計	835	9,959

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

鹿児島県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
鹿児島市	941	9,717
鹿屋市	48	1,838
枕崎市	23	282
阿久根市	7	167
出水市	58	713
大口市	9	244
指宿市	22	473
西之表市	8	232
垂水市	4	234
薩摩川内市	69	825
日置市	44	401
曾於市	27	275
霧島市	108	1,189
いちき串木野市	14	336
南さつま市	23	372
志布志市	36	423
奄美市	279	1,007
南九州市	4	281
三島村	3	12
十島村	2	13
さつま町	9	164
長島町	1	138
菱刈町	12	99
加治木町	27	178
始良町	40	285
蒲生町	5	56
湧水町	2	75
大崎町	4	131
東串良町	0	74
錦江町	7	93
南大隅町	2	93
肝付町	8	165
中種子町	3	101
南種子町	10	63
屋久島町	23	89
大和村	6	28
瀬戸内町	60	0
喜界町	4	224

鹿児島県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
徳之島町	44	281
天城町	12	280
伊仙町	33	95
和泊町	2	42
知名町	6	86
与論町	6	104
合計	2,055	21,978

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成19年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

沖縄県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
那覇市	851	5,092
宜野湾市	104	1,579
石垣市	71	450
浦添市	130	1,656
名護市	38	642
糸満市	112	740
沖縄市	236	3,206
豊見城市	81	497
うるま市	115	1,656
宮古島市	108	478
南城市	25	259
国頭村	7	52
大宜味村	2	26
東村	2	19
今帰仁村	2	31
本部町	27	66
恩納村	5	124
宜野座村	3	49
金武町	18	90
伊江村	6	68
読谷村	24	361
嘉手納町	16	198
北谷町	25	358
北中城村	14	139
中城村	4	110
西原町	45	220
与那原町	32	214
南風原町	50	435
渡嘉敷村	1	7
座間味村	0	2
粟国村	3	6
渡名喜村	2	11
南大東村	0	0
北大東村	0	0
伊平屋村	0	9
伊是名村	0	0
八重瀬町	21	238
竹富町	1	25

沖縄県

	要保護児童生徒数 (A)	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B)
	人	人
与那国町	6	30
合計	2,187	19,143

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。